社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十九号

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百二人」を「百三人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。

組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一　当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額

二　当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の一に相当する額

第十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項第二号」に改め、「日雇拠出金」という。）と、」の下に「前項第二号中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一　事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数（事業開始の日が月の初日以外の日であるときは、当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二　事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数で除して得た額

第二十条第三項中「並びに当該年度及びその直前の二箇年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の合算額」を「の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額」に、「から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金の額の一年度当たりの平均額を控除した額の百分の十」を「を控除した額の十二分の一」に改め、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは」を「同項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは」に改め、「（次項において「日雇拠出金」という。）」と、前項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」を削る。

第二十八条の三第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十八条の四第二項の表第三十六条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表中

第四十条第一項及び第四十一条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養

を

第四十条第一項	療養の給付	保険外併用療養費選定療養
第四十一条第一項	療養の給付	保険外併用療養費療養

に改め、同表第四十五条第三項の項から第四十五条の二に係る評価療養、患者申出療養又は選定に係る評価療養、患者申出療養若しくは